

工工四の監修・編集・校正等に関する要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、親しみ易く、正確な工工四の発行を目指し、監修・編集・校正に係る円滑な事務の推進を図り、古典音楽の普及と野村流音楽協会の発展に資することを趣旨とする。

(委員会の設置)

第二条 前条の趣旨を達成するため、次の各種委員会を設置する。

- (1) 工工四監修委員会
- (2) 工工四編集校正委員会

(定義)

第三条 監修・編集並びに校正は、次のように定義する。

- (1) 監修とは、伊差川世瑞・世禮國男共著「聲樂譜附工工四」の歴史と、特徴を踏まえ、工工四のあり方を研究し、随時工工四の絃楽譜声楽譜並びに歌詞等の記述、編集等の監督をすることをいう。
- (2) 編集とは、特定の目的の下に、情報を収集し、整理、校正することをいう。
- (3) 校正とは、校正刷りと原稿を比べ合わせて、活字の組み誤り、不備等を正し、印刷に付すことをいう。

(委員長・副委員長の選任並びに幹事)

第四条 委員会の迅速な運営を図るため、それぞれ委員長、副委員長・幹事を置く。

- 2 委員長・副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 幹事は執行部事務局員から一人充てる。

(委員長・副委員長並びに幹事の役割)

第五条 委員長・副委員長並びに幹事の役割は、つぎのとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会の意見を集約する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、これを代理する。
- (3) 幹事は、委員会に必要な資料を整理し、提供し、協議事項を記録保存する。

(委員の委嘱)

第六条 委員の委嘱は、幹事会、理事会の承認のもと会長が委嘱する。

(委員の任期)

第七条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(委任事項)

第八条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- (1) この要綱は、平成 20 年 9 月 27 日より施行する。
- (2) この要綱は、平成 24 年 5 月 20 日に一部改正し、同日施行する。